

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
809	私立幼稚園の定員変更に係る都道府県知事の認可の見直し	学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第11号 私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の施行（平成25年度の施行を目指す）までに検討・結論	〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 現在、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討を進めており、私立幼稚園の収容定員に係る学則変更の在り方についても、その検討結果を踏まえた上で、私立幼稚園の適正な配置や教育の質の保証という観点を踏まえつつ、検討を行う。	検討中	幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」に関し、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日 閣議決定）において、「実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出する」とされている。平成24年3月に子ども・子育て支援関連法案を国会に提出し、修正等の後、同年8月に成立したところ。 今後、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議等において、新たな制度の詳細な設計を行うこととしており、私立幼稚園の収容定員に係る学則変更の在り方については、新たな制度の全体的な検討結果を踏まえた上で、私立幼稚園の適正な配置や教育の質の保障という観点に立って、検討を行う。	文部科学省
810	幼稚園の園舎及び運動場面積基準の見直し	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条第3項、別表第1及び第2	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の施行（平成25年度の施行を目指す）までに検討・結論	〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 現在、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討を進めており、幼稚園の基準のあり方についても、その検討結果を踏まえた上で、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。	検討中	幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」に関し、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日 閣議決定）において、「実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出する」とされている。平成24年3月に子ども・子育て支援関連法案を国会に提出し、修正等の後、同年8月に成立したところ。 今後、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議等において、新たな制度の詳細な設計を行うこととしており、幼稚園の基準のあり方については、新たな制度の全体的な検討結果を踏まえた上で、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。	文部科学省

関係府省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
933	田舎暮らし小規模 民宿開業に係る規 制緩和	旅館業法施行令（昭和32 年政令第152号）第2条 旅館業法施行規則（昭和 23年厚生省令第28号）第5 条第1項及び第2項	平成23年度中 できるだけ早 期に結論	〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 旅館業法における客室面積等の規制緩和については、提案を踏まえ、客室の衛 生確保、経営の安定等の観点も含めて検討し、結論を得る。	対応困難	<p>「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において平成22年12月21 日から検討を開始し、客室面積の規制緩和の必要性について提案者 を含む関係者から意見を聴取しつつ審議を進めてきた。審議の結 果、提案者が客室面積の規制緩和を求める趣旨は、農家民宿と同様 に、新たに建物の増築や防火措置を講じることなく旅館営業を可能 としたい点にあるところ、同検討会では、当該建物が空家である場 合に旅館施設としての防火措置等を講ずることを条件に客室面積の 規制緩和を行う旨の提案も行った。</p> <p>しかし、提案者からは受け入れられないとの回答が示されたこと から、この回答内容も踏まえ、さらに平成24年10月17日に開催した 同検討会において検討を行った結果、①旅館業を営む以上、宿泊者 の安全確保が最優先されるべきであり、とりわけ、昨今のホテル火 災の事例を踏まえ、防火対策の更なる徹底が求められている情勢を 踏まえると、宿泊者の安全確保のための規制を緩和することにつ いては、軽々には認められないこと、②NPO法人等については、自宅の 活用を想定する農家民宿と異なり、空家を借り受けてその活用を図 ろうとするもので趣旨が異なり、建築基準法等の諸法令の適用につ き、「自宅」として扱うことは困難であること、また、伝統的工芸 品の製造事業者についても、安全性や適正な運営の確保の観点か ら、自宅に宿泊させるからといって関係法令の適用を外してもよい という結論には至らなかったとの見解が示され、本件提案は認めら れないとの最終的結論に至った。</p> <p>本件提案については、対応困難である。</p>	厚生労働省